

目次

Q1.	事業概要・補助内容・公募兼交付申請期間・申請方法.....	1
Q2.	記入方法・日付.....	5
Q3.	公募兼交付申請・採択決定について.....	7
Q4.	交付決定について.....	9
Q5.	実績報告・補助金交付について.....	11
Q6.	必要書類.....	12
Q7.	申請後の変更・計画変更.....	15
Q8.	財産管理・財産処分.....	17

2019年5月20日

Q 1 事業概要・補助内容・公募兼交付申請期間・申請方法

No.	問合せ内容	回答
1	補助金申請から補助金交付までの流れを教えてください。	公募兼交付申請の後、採択された申請に交付決定通知書を発送します。交付決定通知書受領後に充電設備の発注および支払、設置工事の開始が可能となります。工事および補助対象経費の支払いを完了させ、期限までに実績の報告をしてください。審査を経て補助金額を確定し、指定の口座へ振込みます。
2	申請期間（申請締切）はいつまでですか。 また公募兼交付申請書（様式1）および実績の報告期限はいつまでですか。猶予される場合がありますか。	公募兼交付申請は令和元年9月30日（月）までです。 なお、公募兼交付申請書（様式1）（以下、「様式1」という。）がセンターに到着することが条件で、消印有効ではありません。 また公募兼交付申請総額が予算額を超過すると認められる場合、令和元年9月30日（月）前でも締め切る場合があります。 実績報告の期限は、令和2年1月31日（金）までにセンターに報告されていることが必要です。猶予されることはありませんので、日程管理が必要です。
3	申請書類等の必要書類の入手方法はどのようなものがありますか。	申請に係る様式類は全てオンライン申請システムから作成してください。
4	過去年度の補助金用の申請書で申請してもよいですか。	過去年度の申請書では受付することができません。平成31年度のオンライン申請システムより申請手続きしていただく必要があります。
5	急いでいるので、ダミーデータをアップロードして「様式1」だけ送付します。先に申請を付けてもらえますか。	申請の受付はできません。 申請のデータ作成および必要書類をアップロードした上で、「様式1」の原本を郵送するようにしてください。「様式1」が到着しても、必要書類が不足している、申請書が所定の様式でない、必要事項の入力がない、押印漏れがある場合等、センターが適正でないと認めた場合は、申請の受付を行いません。 実績の報告時も同様となります。

No.	問合せ内容	回答
6	定額（上限有）の意味を教えてください。	<p>充電設備の場合の定額とは、申請者が購入した費用とセンターが承認した本体価格のいずれか低い方で補助金交付額を算定することをいいます。</p> <p>【補助対象充電設備一覧】</p> <p>設置工事の場合の定額とは、センターが審査し、工事項目ごとに算定した額またはセンターが定める設置工事にかかる補助上限額のいずれか低い方を合算した額と、事業および設置条件により定める補助金交付上限額を比較し、補助金の交付額を算定することをいいます。</p> <p>上限有とは、センターが定める工事区分ごとの補助上限額をいいます。</p> <p>【事業毎の設置工事に係る補助金交付上限額】</p>
7	同じ設置場所に 2 基の普通充電設備をつけます。複数の充電設備を設置する際、補助金はどのように算出されるのですか。	<p>充電設備等設置工事費と付帯設備設置工事費は、充電設備の基数分について申告と上限に基づき審査・算定します。案内板とその他設置に係る費用は一つの申請ごとに申告と上限に基づき審査・算定します。</p> <p>【事業毎の設置工事に係る補助金交付上限額】</p>
8	補助対象となる充電設備にどのようなものがありますか。	<p>センターのホームページから確認することができます。</p> <p>【補助対象充電設備一覧】</p>
9	どの充電設備でも補助金は交付されるのですか。	<p>センターが承認した充電設備が補助の対象となります。センターのホームページでご確認してください。</p> <p>【補助対象充電設備一覧】</p>
10	寄贈された充電設備を設置するのですが、工事だけの申請はできますか。	<p>この補助制度は、新たに充電設備を購入する方に対して補助金を交付する制度ですので、寄贈を受けた充電設備等を設置する場合は、申請できません。</p>
11	充電設備の補助率の違いはありますか。	<p>設置する事業により異なります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高速道路 SA・PA 及び道の駅等への充電設備設置事業では「定額」。 ・商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業では「1/2」。 ・マンション等への充電設備設置事業では「1/2」。V2H 充電設備を設置する場合「2/3」。 ・事務所、工場等への充電設備設置事業では「1/2」。社有車にて、本事業期間に電気自動車およびプラグインハイブリッド自動車を10台以上購入する場合「2/3」。 <p>詳しくは手引き P83 からの事業の説明と提出書類を確認してください。</p>
12	充電設備は購入せずにリースして設置するのですが、その場合でも補助金の申請はできますか。	<p>充電設備をリースする場合も申請は可能です。</p> <p>リース契約が含まれる場合は、リース会社が申請者となり、補助金はリース会社へ支払われます。リース会社は月々のリース料金に交付される補助金相当分の値下がりやを反映しなければなりません。</p>

No.	問合せ内容	回答
		ん。公募兼交付申請時にデータ入力をする「設置事業計画の申告」においては、使用者（契約者）の考えを入力してください。 【 申請の手引き：5-18. リース契約に基づく申請の場合（申請者がリース事業を生業とすること） 】
13	充電設備を設置する場所の土地の所有者でなくても申請出来ますか。	借地の場合も申請は可能です。 ただし、公募兼交付申請までに土地の利用に関する許諾および充電設備の保有義務期間（5年）以上において設置することの許諾を土地所有者から得た上で申請をしてください。なお、公募兼交付申請時に許諾を証する書類の提出が必要です。リース申請の場合は、使用者（契約者）が許諾を得ていることが必要となります。 【 申請の手引き：5-15. 充電設備を設置する土地が借地の場合（土地の利用に関する許諾を証する書類） 】
14	地方公共団体が入札前に申請することは可能ですか。	申請は可能です。ただし工事費の一部は、一般的な公共工事の積算方法とは、異なる内容がありますので注意が必要です。 【 申請の手引き：5-21. 地方公共団体が入札前に申請する場合 】
15	入力した内容に自信がありません。審査が通るかどうか、事前審査をお願いできますか。	本補助制度では、事前審査制度はありません。申請にあたりご不明な点は「申請の手引き」にてご確認ください、コールセンターにお問い合わせください。 ・ 申請の手引き ・ コールセンター：03-3548-9100 （平日9：00-12：00、13：00-17：00）
16	公共用充電設備とは何のことですか。	下記の①～③の要件をすべて満たす充電設備のことになります。 ①充電設備が公道に面した入口から誰もが自由に入出りできる場所にあること。 ②充電設備の利用者を限定せず、他のサービスの利用又は物品の購入を条件としていないこと。ただし、駐車料金等センターが特に認める料金の徴収は可とする。 ③充電場所を示す案内板を当該施設の入口に設置すること。 「高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業（経路充電）」、「商業施設及び宿泊施設への充電設備設置事業（目的地充電）」の申請は、公共用充電設備であることが申請要件になります。
17	店舗の駐車場に設置します。お客様でなくても利用できるようにしますが、営業時間外は駐車場の利用ができません。この場合は要件としての公共性から外れますか。	公募兼交付申請要件である公共用充電設備の利用時間に関する制限はありません。営業時間外は駐車場が閉鎖になることにより利用できなくなる場合でも、営業時間中に要件を満たしているのであれば、公共用充電設備と判断します。 ただし、「高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業（経路充電）」または「商業施設・宿泊施設等への充電設備設置事業」にて急速充電設備を設置する場合については24時間（営業時

No.	問合せ内容	回答
		間外も含む。) 充電設備を利用できることが要件となります。
18	<p>宿泊施設の駐車場に設置します。以下の場合には公共性を満たすことになりますか。</p> <p>①宿泊施設である時間帯を宿泊者優先とした場合</p> <p>②完全に予約制とした場合</p> <p>③会員はいつでも利用可能だが、非会員はスタッフが勤務する営業時間のみの場合</p>	<p>申請要件の公共用充電設備であるという前提で以下のように判断します。</p> <p>①宿泊者等に充電設備の利用がない場合に、誰でも充電設備を利用できるのであれば、公共用充電設備と判断します。</p> <p>②完全に予約制とした場合でも、誰でも予約可能であれば、公共用充電設備と判断します。</p> <p>③充電設備の利用時間に関する制限はありませんので、誰でも利用できる時間が営業時間などに限定される場合でも、公共用充電設備と判断します。</p>
19	個人宅に充電設備を設置しますが申請できますか。	該当する事業がありませんので、申請できません。
20	時間貸し駐車場は申請できますか。	<p>「高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業（経路充電）」における「空白地域」で申請可能です。</p> <p>また、「商業施設及び宿泊施設への充電設備設置事業」においては施設に属している、または施設と提携している時間貸し駐車場であれば申請可能です。その場合、提携していることを証する書類の提出が必要です。</p> <p>【申請の手引き：8-1. 「空白地域への充電設備設置事業」の特有の申請要件】</p> <p>【申請の手引き：9-3. 施設と提携していることを証する書類（業務提携契約書等）】</p>
21	利益等排除はどのような場合に行う必要があるのですか。	<p>申請者（リースの場合は使用者（契約者））が自社または資本関係にある会社から充電設備を購入する場合や、工事の施工をする場合に必要になります。公募兼交付申請時に「利益等排除申告」、実績報告時に「利益等排除申立」の提出が必要です。</p> <p>【申請の手引き：5-19. 自社または資本関係にある会社から調達する場合（利益等排除申告、資本関係を証する書類等）】</p>
22	<p>個人で申請しますが、自分の会社で工事をします。</p> <p>利益等排除の対象となるのですか。</p>	<p>法人の代表取締役が個人名義で申請する場合は利益等排除の対象となります。公募兼交付申請時に「利益等排除申告」、実績報告時に「利益等排除申立」の提出が必要です。</p> <p>【申請の手引き：5-19-3. 設置工事を資本関係にある工事施工会社から調達する場合】</p>
23	充電設備はいつから使っても良いのですか。	交付決定後に設置工事を開始し、設置工事完了後に、検収が完了しましたら、速やかに充電設備は稼働してください。
24	国の他の補助金と重複して補助金を申請してもよいですか。	充電設備および設置工事と重複しない限りにおいて可能です。

Q2 記入方法・日付

No.	問合せ内容	回答
1	設置工事開始日の定義を教えてください	充電設備の搬入や充電設備等設置の基礎工事などの準備や充電設備等設置工事の一部または全部の施工を開始した日のことをいいます。
2	設置工事完了日の定義を教えてください。	補助対象経費にかかる充電設備を稼働させる設置工事が全て完了した日のことをいいます。
3	支払完了日の定義を教えてください。	充電設備と設置工事にかかる補助対象経費の支払いが全て完了した日のことをいいます。
4	設置場所住所、名称の他に緯度・経度を入力するようになっていますが、どのように記入すればよいですか。	市販のツールやインターネット上で利用可能な地図等を使用し設置場所住所から緯度・経度を「10進法」にて入力してください。 例) 緯度 XX.XXXXXXX 経度 XXX.XXXXXXX
5	押印は全て実印ですか。印の種類を教えてください。	個人の場合は認印、法人・地方公共団体の場合は、会社を代表する印または契約締結に使用する印を押印してください。 また、手続代行者を依頼される場合は、必ず手続代行者の社印の押印が必要になります。 なお、申請者（手続代行者も含む。）による押印は、すべて同一の印で押印してください。センターに提出する書類は、申請時に押印した印と同じである必要があります。
6	設置事業計画の申告には何を書けばよいのですか。	施設の説明および設置計画の目的と設置効果等、申請者の考えを入力してください。この申告が採択の判断項目となる重要な書類です。 リース申請の場合は、使用者（契約者）の考えを申告してください。 【申請の手引き：6-7, 6-8, 6-9. 高速道路SA・PA等の設置事業計画の申告】 【申請の手引き：7-6, 7-7, 7-8. 道の駅の設置事業計画の申告】 【申請の手引き：8-4. 空白地域の設置事業計画の申告】 【申請の手引き：9-7, 9-8, 9-9. 商業施設および宿泊施設等の設置事業計画の申告】 【申請の手引き：10-8, 10-9. マンション等の設置事業計画の申告】 【申請の手引き：11-5, 11-6. 事務所・工場等の設置事業計画の申告】

No.	問合せ内容	回答
7	法人番号の欄に入力する番号は何ですか。	<p>平成 29 年度事業より、申請者（共同申請者も含む。）が法人にあっては、補助金交付に関する情報がオープンデータとして法人インフォメーションにおいて公表されることになりました。</p> <p>法人番号（13 桁）は、主に下記に示す書類で確認することができます。なお、センターは入力された法人番号を確認するため、下記のいずれかの書類を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人番号指定通知書 ・ 国税庁の法人番号公表サイトよりダウンロードした当該 PDF ファイルデータ等 ・ 経済産業省の法人インフォメーションよりダウンロードした該当の PDF ファイルデータ等 <p>【法人番号を証する書類】</p>
8	法人インフォメーションに公表される補助金に関する情報とは何ですか。	<p>下記の内容等が法人インフォメーションにて公表されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者名（採択先および交付決定先） ・ 法人番号 ・ 採択日 ・ 交付決定日 ・ 交付決定額
9	工事申告の入力方法について教えてください。	<p>センターホームページ内の操作ガイドを参照してください。</p> <p>工事施工会社が複数いる場合は、各工事施工会社の「見積書」を集約し、入力してください。</p> <p>「操作ガイド」【工事申告の入力】</p>
10	法人の場合、役員名簿の提出が必要とありますが、入力しなければならない役員を教えてください。	<p>役員とは取締役、会計参与、監査役になります。たとえ非常勤役員であっても役員である以上は必須となります。</p> <p>申請者が法人の場合（共同申請者も含む。）は、申請の手引き：1-4. 「暴力団排除に関する誓約事項」の記に該当する者の排除および（別紙 1）「暴力団排除に関する誓約事項」の内容を必ず確認し、履歴事項全部証明書等に記載されている役員全員を役員名簿に入力してください。</p> <p>また、リース契約の使用者が法人の場合は履歴事項全部証明書等と役員名簿の提出が必要となります。</p> <p>「操作ガイド」【申請者：役員名簿】</p>
11	履歴事項全部証明書に変更がありました。公募兼交付申請時には登記がまだ完了していません。役員名簿はどうすればよいですか。	<p>株主総会等において登記事項に変更があった場合は、変更前の履歴事項全部証明書等および変更事項を証する書類（総会資料、議事録等）を提出し、最新の役員名簿の提出をしてください。その後、登記が完了しましたら、速やかに履歴事項全部証明書等を提出してください。</p>
12	見積書が消費税込の金額になっています。申請書に入力する額はどうすれば良いですか。	<p>申請書はすべて税抜の額を入力してください。消費税は補助対象経費とみなしません。審査向上のため、見積書等も消費税は別途記載するようにしてください。</p>

Q3 公募兼交付申請・採択決定について

No.	問合せ内容	回答
1	公募兼交付申請とは何ですか。	本事業の補助金交付の採択および交付決定を受けるための申請をいいます。
2	公募兼交付申請できるのは誰ですか。	充電設備を購入（所有）し、充電設備を設置する土地の使用権限を有する方が申請者となります。新たに購入し設置する充電設備の所有者となる申請者が設置計画について申告する必要があるため、代理人による申請はできません。 採択に当たり、申請者本人に内容を確認する場合があります。
3	公募兼交付申請の期間はいつですか。	<u>令和元 5 月 10 日（金）～令和元 9 月 30 日（月）</u> までです。なお、「様式 1」がセンターに到着することが条件で、消印有効ではありません。 また申請総額が予算額を超過すると認められる場合、 <u>令和元年 9 月 30 日（月）前</u> でも締め切る場合があります。
4	公募兼交付申請を作成中ですが、すべての書類がそろわなくても送付していいですか。	表示された項目へのデータ入力および必要書類のアップロードが完了していないと申請をすることができません。「様式 1」の作成について、センターホームページの記入例を参照してください。 「操作ガイド」 【 申請者情報 】
5	いつ採択されるのですか。	採択締切日を <u>5 月 31 日、6 月 28 日、7 月 31 日、8 月 30 日、9 月 30 日</u> とし、各翌月中旬の 5 回の採択を予定しています。
6	いつまでに申請書を送れば、採択日に間に合うのですか。	上記採択締切日（センター営業時間 17:00）までに到着した分を採択対象としますので、そのタイミングに間に合うように送付してください。 ただし、不備不足がない公募兼交付申請の場合に限ります。 なお、以下に示す期日から各採択締切日までに到着した公募兼交付申請にて不備不足がある場合は、不備不足の内容を問わず翌月の採択締切日扱いになります。ただし、第 5 回の採択の場合は、採択締切日以降から受付不可とします。 第 1 回：5 / 27（月） 第 2 回：6 / 24（月） 第 3 回：7 / 25（木） 第 4 回：8 / 26（月） 第 5 回：9 / 24（火）
7	早く申請した方が採択されやすいのですか。	そのようなことはありません。
8	採択日と予算の関係を教えてください。	採択日ごとの予算の上限は設けられていません。
9	採択の基準は公表されますか。	公平・公正な審査を確保する観点から基準の公表はしません。 しかしながらセンターが採択にあたって考察、確認する点をホームページ上で公開しています。

No.	問合せ内容	回答
10	採択、不採択はどうやって知ることが出来ますか。	採択された公募兼交付申請は、設置場所名称をセンターホームページで公開します。また、オンライン申請システムでも採択結果が確認できます。 採択された方へは「補助金交付決定通知書」が発行されます。
11	不採択になった場合、どうすればいいのですか。	公募兼交付申請期間中であれば、オンライン申請システムより新たに管理番号を取得し必要書類を揃えて、再度申請することができます。 ただし、同一申請者による同一場所への同一内容の公募兼交付申請の場合は、受付不可となります。
12	採択結果による補助金の予算の執行状況は、開示されますか。	残りの全体予算はセンターホームページで公開します。
13	公募兼交付申請では何を提出するのですか。	事業により異なります。 詳しくはセンターホームページの「申請の手引き」をご覧ください。
14	だれが採択するのですか。	外部の有識者等で組織される「採択委員会」が採択します。
15	公募兼交付申請をするときに、何に気を付ければいいのですか。	借地の場合の対応、工事の日程、予算の担保、工事の見積書の精度などを考慮し提出ください。 詳しくはセンターホームページの「申請の手引き」をご覧ください。

Q4 交付決定について

No.	問合せ内容	回答
1	<p>手続代行者に依頼ができると思いますが、誰でもなれるのですか。</p>	<p>審査内容の確認等を行いますので、原則工事施工会社に限っています。</p> <p>【申請の手引き：5-20. 申請の手続きの一部を代行者へ依頼する申請の場合（手続代行者届出書（様式3））】</p>
2	<p>手続代行者を依頼すれば全てやってもらえるのですか。</p>	<p>申請者は、公募兼交付申請および実績報告にかかる業務等の一部を手続代行者に依頼できますが、センターから発行される交付決定通知書等の書類は、補助金制度の適切な観点から、申請者宛に郵便で送付します。</p> <p>また、手続代行者による不正等が発生した場合は交付決定が取消され、既に補助金が交付されているときは、申請者へ補助金の返還を求めますのでご注意ください。</p> <p>【申請の手引き：5-20. 申請の手続きの一部を代行者へ依頼する申請の場合（手続代行者届出書（様式3））】</p>
3	<p>下請の工事施工会社ですが、手続代行者になれますか。</p>	<p>手続代行者は申請者と契約を結んでいることが前提となります。契約を結んでいることは、提出された見積書で確認しています。そのため、下請の工事施工会社が、手続代行者となることはできません。</p> <p>【申請の手引き：5-20. 申請の手続きの一部を代行者へ依頼する申請の場合（手続代行者届出書（様式3））】</p>
4	<p>工事施工会社が複数いるのですが、どこに手続代行を依頼すればよいですか。</p>	<p>複数いるうちの一社を代表として依頼してください。手続代行者を変更することはできませんので注意してください。</p> <p>代表になった工事施工会社は、申請者の指示に従い、依頼された内容について誠意をもって実施し、他の工事施工会社とも連携を取るようしてください。連絡が取れない場合は、交付決定や補助金の支払いに時間を要す場合があります、補助金の支払いができないこともあります。</p> <p>【申請の手引き：5-20. 申請の手続き一部を代行者へ依頼する場合（手続代行者届出書（様式3））】</p>
5	<p>採択結果が発表されてから交付決定通知が届くまで、どのくらいの期間がかかりますか。</p>	<p>センターホームページで採択結果を発表後、7 営業日以内に交付決定を行い「交付決定通知書」を発行し、申請者へ郵送します。</p>
6	<p>補助金交付決定通知が届けば、工事を開始しても良いですよね。</p>	<p>施工開始してください。</p> <p>「補助金交付決定通知書」の受領後 30 日以内に充電設備の発注および工事の施工を開始してください。</p>

No.	問合せ内容	回答
7	<p>工事を開始したら、配線予定の土地に別の建物の基礎があり、配線ルートを変更しなくてはいけなくなりました。センターへの連絡は必要ですか。</p>	<p>原則として、「補助金交付決定通知書」で承認された工事を遂行する必要があります。</p> <p>ただし、変更が生じた場合はオンライン申請システムにて速やかにセンターへ申告してください。センターはその内容・理由に基づき変更内容の重要性を審査し、結果を申請者に通知しますので、その指示に従ってください。実績の報告前までに提出する必要があります。提出されない場合は交付決定を取消すことがありますので留意してください。</p> <p>なお、センターの指示があるまで、計画変更に係る設置工事は中断する必要があります。</p> <p>【申請の手引き：13-5. 計画変更】</p>
8	<p>工事が遅れていて公募兼交付申請時の工事完了予定日より遅れそうなのですが、何か手続きが必要ですか。</p>	<p>オンライン申請システムにて「工事完了日遅延等報告」を提出する必要があります。</p> <p>公募兼交付申請時に入力した工事完了予定日までに工事が完了することができないと見込まれる場合は、速やかに「工事完了日遅延等報告」を提出しセンターの指示を受けてください。センターは、工事完了の遅延が本人の責めに帰さないやむを得ない事情によるものと認める場合には承認します。その場合でも実績報告の最終提出期限である令和2年1月31日(金)を超えることができませんので注意してください。</p> <p>【申請の手引き：13-3. 工事完了日遅延等報告】</p>

Q 5 実績報告・補助金交付について

No.	問合せ内容	回答
1	実績報告をするにはどうすれば良いのですか。	補助金の交付を受けるためには、期限内にセンターへ実績の報告を行う必要があります。 「交付決定通知書」が発行されるとオンライン申請システムにて「実績報告」の作成ができます。データ作成および必要書類をアップロードした上で、期限までにセンターへ報告してください。報告期限は、充電設備の設置完了日または補助対象経費全額の支払完了日のいずれか遅い日から30日以内です。提出の最終期限は令和2年1月31日（金）になります。
2	実績の報告期限に間に合いそうにないのですが、どうすれば良いのですか。	「実績報告日期限遅延事由」の提出が必要となります。 本人の責めに帰さないやむを得ない事情により提出が遅延する場合は、あらかじめセンターの承認が必要となります。 ただし、実績報告期限である令和2年1月31日（金）を超えることはできません。
3	実績報告書を提出してから補助金が振り込まれるまで、どれくらいの期間がかかりますか。	センター受付から約1.5～2ヶ月で実績報告に入力された申請者名義の口座へ振込みされます。振込の前に「補助金の額の確定通知書」が発行されますので、補助金交付額と振込予定日を確認してください。
4	充電設備の取得価格が50万円未満でも、取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式11）に入力するのですか。	入力が必要です。 取得価格に関わらず充電設備については全てが入力対象となります。付帯設備等については、取得価格が50万円以上の付帯設備等が入力対象となります。 補助金の交付を受けた方は、取得財産等について「取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式11）」を書面にて管理・保管しなければなりません。
5	課金機が付属している充電設備の場合、取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式11）に記入するのですか。	充電設備本体に課金器等が付属する場合は、付属する機器も取得財産として記入する必要があります。
6	利益等排除をして交付決定を受けました。実績報告時に提出する書類はありますか。	「利益等排除申立」の提出が必要となります。 また、該当する利益等排除の算出方法による根拠資料は実績報告時に使用した根拠資料を提出してください。公募兼交付申請時と同一の場合も再度提出する必要がありますので注意してください。 【申請の手引き：12-19. 自社または資本関係にある会社から調達した報告の場合（利益等排除申立等）】

Q6 必要書類

No.	問合せ内容	回答
1	借地に充電設備を設置します。土地の利用に関する許諾を証する書類というのは土地の賃貸借契約書を提出すればいいですか。	センターが求めているのは、土地の利用に関する許諾および充電設備の保有義務期間（5年）以上において設置することの許諾になります。 その旨の記載がある場合や、覚書等がある場合は土地の賃貸借契約書の提出で構いません。記載がない場合は、書式は問いませんので、別途提出してください。 【借地の場合】
2	公募兼交付申請時に提出する見積書は概算見積書でもいいですか。	概算見積書では公募兼交付申請はできません。 正式な見積書を基に「充電設備等設置工事申告」を入力し、提出する必要があります。 【見積書で確認する事項】
3	新設の道の駅に充電設備を設置します。道の駅として登録が完了していないのですが、公募兼交付申請出来ますか。	公募兼交付申請は可能です。 ただし、公募兼交付申請時に国土交通省が行う「平成31年度道の駅第51回・第52回登録」に向けての申請が完了しているか、完了する見込みであることが必要です。 申請の完了を証する書類を提出してください。なお、公募兼交付申請時に登録の申請が完了していない場合は、公募兼交付申請時に登録申請予定日を申告し、申請の準備をしていることを証する書類を提出してください。申請完了後は速やかに実施状況等報告とともに申請の完了を証する書類を提出し、申請してください。 【申請の手引き：7-3. 新設の道の駅として国土交通省に登録申請したことを証する書類】
4	急速充電設備を設置するので、特別措置にて電力契約します。公募兼交付申請時に電力会社からの請求書が発行されていないのですが申請できますか。	原則、申込書と請求書の提出が必要となります。 電力会社が請求書を発行できない場合は、電力会社と協議の結果「宛先、発行者（電力会社名）、設置場所名称、工事負担金額」等が記載されている概算見積書でも可とします。ただし、請求書は取得次第速やかに提出してください。 なお、公募兼交付申請するには、申込は完了している必要があります。 【申請の手引き：5-14. 特別措置にて電力契約を結び充電設備を設置する申請の場合（特別措置の申込書、請求書）】 また、実績報告時に必要な書類（領収書等）については 【申請の手引き：12-17. 特別措置にて電力契約を結び充電設備を設置した報告の場合（特別措置の支払を証する書類）】
5	要部写真として写真が求められていますが、これから建設するので、設置予定場所には何もありません。何を写せばよいのですか。	これから建設する場合でも工事完了後の写真と比べる必要がありますので、設置予定場所を撮影し、赤枠にて明示してください。要部写真は工事項目ごとに異なり、工事着工前や工事中に撮影する必要のある写真もありますのでご注意ください。

No.	問合せ内容	回答
		<p>詳細は「申請の手引き」の補足資料にて確認してください。 【申請の手引き：5-23. 要部写真の提出資料】</p>
6	<p>充電設備の発注書に工事費も含まれていますが問題ありませんか。</p>	<p>充電設備を工事施工会社から購入する場合で、設置工事の見積書に充電設備の見積が含まれる場合は、問題ありません。</p>
7	<p>支払証憑について教えてください。複数の場所に充電設備を設置しました。申請は一つの工事ごとに行いましたが、支払いは全ての申請分を一度に工事施工会社に支払いました。どのように実績報告に添付すればいいですか。</p>	<p>内訳書を添付してください。その場合は、鑑となる証憑と紐付けされていることが必要です。</p> <p>＜領収書が一括の場合＞ 請求書が工事ごとであれば、領収書に設置場所ごとの領収額が記載された内訳書を添付してください。</p> <p>＜請求書及び領収書とも一括の場合＞ それぞれ内訳書が必要になります。</p> <p>工事施工会社の請求書に内訳として設置場所ごとの請求額を記載してください。さらに該当の設置場所に関しては部材や労務費等が記載された内訳書が必要となります。</p> <p>領収書には、設置場所ごとの領収額が記載された内訳書を添付してください。</p> <p>【申請の手引き：12-5. 充電設備本体の請求書（内訳書含む。）】 【申請の手引き：12-6. 充電設備本体の支払を証する領収書】 【申請の手引き：12-8. 工事費の請求書（内訳書含む。）】 【申請の手引き：12-9. 工事費の支払を証する領収書】</p> <p>（注）実績報告時に支払証憑が提出できない場合は、補助金の交付ができません。補助申請をするにあたり、補助事業の経理と補助事業以外の経理を明確に区別してください。収支に関する証拠書類（見積書、契約書、発注書、請求書、領収書等の帳票類）も明確に区別することが必要です。</p>
8	<p>インターネットバンキングのため、通帳がないのですが、補助金の振込先口座を証する書類は何を提出すればいいですか。</p>	<p>下記内容が確認できる画面のプリントアウト等を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口座名義人の氏名／名称のフリガナ ・金融機関名 ・支店名 ・預金種目 ・口座番号 <p>実績報告に記載された、申請者名義であることが確認できる必要があります。口座の種類により異なりますので「申請の手引き」を確認の上、提出してください。</p> <p>【申請の手引き：12-15. 補助金の振込先口座名義と口座番号を証する書類】</p>

No.	問合せ内容	回答
9	地方公共団体ですが、支払証憑として「支出命令書」を用いることは可能でしょうか。	<p>可能です。</p> <p>支払証憑については原則、工事施工会社発行の領収書を提出してください。ただし、提出が困難な場合に限り、金融機関の印のある支出命令書をお認めします。</p> <p>また、支払命令書に金融機関の印がない場合は、支払いを証する書類（支払いシステムの画面）」の提出も必要となります。</p>
10	分譲のマンションに設置しますが、公募兼交付申請時に提出が必要な「住民総会」での決議を証する書類は何を提出すればいいですか。	<p>充電設備を設置することを住民が許諾し、予算の確保がされていることを証する書類になります。「住民総会」で決議されたことがセンターで確認できる書類（住民総会の議事録）を提出してください。設置事業計画の申告に決議された時期と結果を申告してください。</p> <p>なお、公募兼交付申請時点にまだ決議がされていない場合は、理事会での決議がされていることを証する書類を提出するとともに、「住民総会」の開催時期と、決議される見通しを申告してください。</p>
11	事務所・工場等へ申請する場合は、現在電気自動車等を所有していても、これから購入する予定がないと申請できないのですか。	<p>社有車用か従業員用のどちらで申請するかにより異なります。</p> <p>社有車で申請する場合は、事業開始日（平成31年4月1日）から実績報告期限日まで（以下、「本事業期間」という。）に購入すること。または本事業期間以降に購入することが要件となります。</p> <p>従業員用で申請する場合は、今後購入する予定があることが要件となります。</p> <p>電気自動車等の新規購入がない場合は、公募兼交付申請を受付することができません。</p> <p>「様式1」がセンター到着前に、契約および購入されたものは納車が未だであっても購入予定には含みませんので注意してください。</p>
12	事務所・工場等の社有車で申請する場合、「本事業期間に購入すること。」となっているので、例えば、6月に申請する場合でも4月に購入した電気自動車にて申請は可能ということですか。	<p>下記、条件を全て満たす場合、申請は可能となります。</p> <p>①購入する電気自動車等は、センターが交付する「クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」の補助対象車両一覧に掲載されている電気自動車およびプラグインハイブリッド自動車であること。</p> <p>②車両の初度登録日（初度検査日）が本事業期間内であること。</p> <p>③自動車検査表（車検証）の「使用の本拠の位置」に記載される住所等が、申請された設置場所住所と同一であること。</p>

Q7 申請後の変更・計画変更

No.	問合せ内容	回答
1	申請後に法人名を変更しました。どのように対処すればよいですか。	<p>「変更届出」と変更後の本人確認書（履歴事項全部証明書等）および「役員名簿」を提出してください。</p> <p>ただし、公募兼交付申請後に申請者自体を変更することはできません。</p> <p>【申請の手引き：13-5. 計画変更】</p>
2	申請後に法人の代表者及び履歴事項全部証明書に記載の役員が変更になりました。何か手続は必要ですか。	<p>交付決定前であれば「実施状況等報告」、交付決定後であれば「変更届出」の提出が必要です。</p> <p>変更が登記された本人確認書（履歴事項全部証明書等）および「役員名簿」を提出してください。</p> <p>地方公共団体の長、マンション等の管理組合の理事長等が変更になった場合も同様です。「実施状況等報告」または「変更届出」にそれぞれの本人確認書類をアップロードし、提出してください。</p> <p>その際には変更になったことが確認できる書類（総会資料、役員変更のご案内等）の書類が必要になります。</p> <p>【申請の手引き：13-5. 計画変更】</p>
3	実績の報告を行うのですが申請時から申請者の住所を変更する場合はどうすればよいですか。	<p>申請者の住所が変更になる場合は、実績の報告前に「変更届出」の提出が必要です。変更前と変更後の住所が確認できる書類（履歴事項全部証明書、住民票、免許証の表と裏書等）を提出してください。</p> <p>【申請の手引き：13-5. 計画変更】</p>
4	充電設備の設置工事を取りやめることになりました、申請を取り下げることはできますか。	<p>可能です。取下げの手続が必要になります。</p> <p>申請の取下げには三種類あります。</p> <p>①「様式1」の受付前に申請を取止める場合、オンライン申請システムの「申請取止」から取止めてください。</p> <p>②「様式1」の受付後から交付決定通知書前に申請を取り下げる場合、「補助金申請取下」を提出してください。</p> <p>交付決定通知の内容に不服があり取下げる場合、交付決定の通知を受けた日から起算して7日以内にセンターへ「補助金交付取下」を提出してください。</p> <p>③交付決定通知の受領後に計画の中止または廃止により申請を取り下げる場合、「計画変更承認申請」をセンターに提出し、指示を受けてください。</p> <p>【申請の手引き：13-1. 申請取下げ】</p>

No.	問合せ内容	回答
5	新しい機種が承認されたので違う充電設備を設置したいのですが、申請した充電設備を変更することはできますか。	<p>申請後に充電設備を変更することはできません。</p> <p>変更する場合は、申請を取り下げて公募兼交付申請受付期間内に再度公募兼交付申請をする必要があります。(ただし、取下手続が完了するまで新たな申請は受理することができませんのでご注意ください。)</p> <p>【申請の手引き：13-1. 申請取下げ】</p>
6	充電設備を購入する予定で申請しましたが、リースにて設置しようと思います。変更することはできますか。	<p>申請後にリースの有無を変更することはできません。</p> <p>変更する場合は、申請を取り下げて再度公募兼交付申請をする必要があります。(ただし、取手が完了し、公募兼交付申請受付期間内であれば可。)</p> <p>【申請の手引き：13-1. 申請取下げ】</p>
7	工事施工会社を変更したいのですが、どうすれば良いですか。	<p>申請後に工事施工会社を変更することはできません。</p> <p>変更する場合は、申請を取り下げて再度公募兼交付申請をする必要があります。(ただし、取手が完了し、公募兼交付申請受付期間内であれば可。)</p> <p>【申請の手引き：13-1. 申請取下げ】</p>
8	手続代行者を変更することはできますか。	<p>公募兼交付申請後に手続代行者を変更することはできません。</p> <p>変更する場合は、申請を取り下げて再度公募兼交付申請をする必要があります。(ただし、取手が完了し、公募兼交付申請受付期間内であれば可。)</p> <p>【申請の手引き：13-1. 申請取下げ】</p>

Q 8 財産管理・財産処分

No.	問合せ内容	回答
1	処分制限期間が 5 年となっていますが、5 年を過ぎたら処分はどうすればよいですか。	設置完了日から 5 年が過ぎた充電設備等の処分については、補助事業者の意向で決めてください。
2	保有義務期間とは何ですか。	補助金の交付を受けた方が、設置した充電設備を保有管理し、効率的運用を図らなければならない期間の事です。 保有義務期間は設置完了日から 5 年となります。 【 申請の手引き：1-6. 取得財産等の保有義務期間 】 【 申請の手引き：14-1. 財産処分 】
3	保有義務期間の 5 年の間に、保有が困難になった場合は、何か罰則があるのですか。	原則として、補助金の返納が必要となります。 保有が困難にあった場合、またはやむを得ず処分を行う場合は、必ずセンターへ事前の届出が必要となります。センターの承認を得ずに処分を行ったことが判明した場合は、補助金の全額返納を求める場合があります。 詳しくはセンターにお問い合わせください。 【 申請の手引き：14-2. 処分する場合の手続きと注意事項 】
4	マンションに自分で補助金により充電設備を設置したのですが、転居する場合、何か手続きが必要ですか。	財産処分の手続きが必要となります。 処分制限期間内の転居の場合、管理組合の約款において、これを撤去せず、新規の賃貸借契約を結び、継続して充電設備を利用することが定められている場合等、必要な条件が整えば補助金を返納しなくてよい場合があります。 詳しくはセンターにお問い合わせください。 【 申請の手引き：14-1. 財産処分 】
5	充電設備メーカーからメーカーの責任で不具合が発生し交換したいと言われました。	財産処分の手続きが必要となります。 「財産処分承認申請書（様式 22）」を提出してください。本人の責めに帰さないやむを得ない事由での充電設備等の交換にあたるため、センターはこれを受け、返納を求めない旨の承認書を発行します。なお、「取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式 11）」を修正し再度センターに送付する等、処分後に完了報告をする必要があります。詳しくはセンターにお問い合わせください。 【 申請の手引き：14-1. 財産処分 】
6	新築のマンションが竣工したので建設会社からマンション管理組合に充電設備の所有権を変更します。どのような手続きが必要ですか。	所有者の変更を行う前に、「財産処分承認申請書（様式 22）」を提出してセンターの指示を受けてください。 マンション管理組合が財産処分にかかるセンターの承認を得ることについて合意がある必要があります。詳しくはセンターにお問い合わせください。 【 申請の手引き：14-1. 財産処分 】

No.	問合せ内容	回答
7	補助金の交付を受けた充電設備を「充電インフラ会社」等に貸付けし課金の運用を任せたいのですが、可能ですか。	補助金の交付を受けた方が充電設備の所有権を留保し、補助金の目的の達成を図るために行われる利用権の許諾であれば可能です。 その場合は、センターに「取得財産等届出書（様式 21）」に賃貸借契約書等を添付して提出する必要があります。処分内容により提出書類が異なりますので、センターの指示を受けてください。
8	経理処理で圧縮記帳は可能ですか。	個人の方は国庫補助金等の総収入金額不算入の規定（所得税法第 42 条）の適用を受けることができ、また法人は国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入の規定（法人税法第 42 条）の適用を受けることが可能です。 なお、手続きについてご不明な点があるときは、所轄の税務署または税理士にご相談ください。